

周南市駐車場事業基金条例の一部を改正する条例制定について

周南市駐車場事業基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市駐車場事業基金条例の一部を改正する条例

周南市駐車場事業基金条例（平成15年周南市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条」の次に「及び周南市徳山駅西駐車場条例（平成28年周南市条例第24号）第2条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市駐車場事業基金条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 周南市営路外駐車場条例(平成15年周南市条例第207号)第2条に規定する駐車場施設の整備に要する資金を積み立てるため、周南市駐車場事業基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 周南市営路外駐車場条例(平成15年周南市条例第207号)第2条及び周南市徳山駅西駐車場条例(平成28年周南市条例第24号)第2条に規定する駐車場施設の整備に要する資金を積み立てるため、周南市駐車場事業基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>